

川崎市上下水道局減損会計取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第3項第2号に規定する減損処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 減損処理の対象とする固定資産は、次に掲げるものとする。

(1) 償却資産でない固定資産（貸倒引当金の対象となるものを除く。）

(2) 帳簿価額が300万円を超える償却資産

(固定資産グループ)

第3条 固定資産グループは、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を単位とする。ただし、遊休資産及び賃貸用不動産については、別の固定資産グループとする。

(減損の兆候)

第4条 管財課長は、関係する課所長（川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第1条に掲げる課、これに相当する組織及び上下水道事業管理者が指定する組織の長をいう。以下同じ。）から必要な報告を受け、固定資産又は固定資産グループの年度末における減損の兆候を確認しなければならない。

(減損損失の認識)

第5条 管財課長は、前条の減損の兆候を認めたときは、減損損失の認識について、上下水道局経営会議に諮るものとする。

(減損損失の測定)

第6条 管財課長は、前条の規定により減損損失を認識したときは、減損損失の測定を行い、その結果を財務課長及び固定資産を所管する課所長に通知す

る。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。